

各種相談窓口

●性犯罪被害者相談専用電話 #8103

【性犯罪被害に関する相談】

☎0120-656-110 又は ☎098-868-0110

24時間対応（夜間休日は警察本部当直対応）

●ヤングテレホン

【少年の悩みごとや保護者等の抱えている少年問題などに関する相談】

☎0120-276-556

月～金（祝日・年末年始除く）09：30～18：15

●暴力団情報110番

【暴力団犯罪などに関する相談】 ☎098-862-0007

24時間対応（夜間休日は警察本部当直対応）

関係機関・団体の相談窓口

●公益財団法人 暴力団追放沖縄県民会議

【暴力団に関する相談】 ☎098-858-8930

月～金（祝日・年末年始除く）10：00～17：15

●公益財団法人 沖縄県交通安全協会連合会

【交通事故相談】 ☎098-851-7900

月～金（祝日・年末年始除く）09：00～12：00 13：00～17：00

●沖縄県交通事故相談所

【交通事故相談】 ☎098-866-2185

公益社団法人沖縄被害者支援ゆいセンター

【民間被害者支援団体】

沖縄県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

☎098-866-7830

月～金（祝日・年末年始除く）10：00～16：00

ひとりで悩まずに
ご相談下さい

犯罪被害者等電話相談全国共通ナビダイヤル（東京在）
（ゆいセンターの開設時間内は、ゆいセンターにつながります。）

☎0570-783-554

毎日 07：30～22：00 ※12/29～1/3除く

警察安全相談

警察は、各種の相談窓口を設け、県民からの被害の未然防止に関する相談、安全に平穏に暮らすための相談に応じています。

ご本人からだけでなく、ご家族や友人からのご相談も受け付けています。

警察の相談ダイヤル **#9110**

（全国共通）

又は **098-863-9110**

（緊急の事件・事故以外いつでもご相談下さい）

最寄りの警察署でも相談を受け付けています

各警察署の電話番号

那覇警察署 …… ☎098-836-0110

豊見城警察署 …… ☎098-850-0110

糸満警察署 …… ☎098-995-0110

与那原警察署 …… ☎098-945-0110

浦添警察署 …… ☎098-875-0110

宜野湾警察署 …… ☎098-898-0110

沖縄警察署 …… ☎098-932-0110

嘉手納警察署 …… ☎098-956-0110

うるま警察署 …… ☎098-973-0110

石川警察署 …… ☎098-964-4110

名護警察署 …… ☎0980-52-0110

本部警察署 …… ☎0980-47-4110

宮古島警察署 …… ☎0980-72-0110

八重山警察署 …… ☎0980-82-0110

あなたの勇気 私たちが応援します

～ 話してみませんか ～

警察安全相談・被害者支援



港川中学校におけるひまわりの絆プロジェクト
（浦添警察署提供）

 沖縄県警察

令和4年度

1 事件や事故の被害にあわれたあなたへ

事件や事故にあうと、心や身体に様々な影響が出る場合があります。それは、あなたが、弱いのではなく事件や事故で安全が脅かされた事により見られる当たり前の反応です。

①二次的被害について

犯罪の被害者は、犯罪による直接的な被害（けがをする、お金を盗まれる）だけでなく、被害後生じる様々な問題に苦しめられます。

このような問題は、「二次的被害」とよばれ、例えば、

- ◆ 精神的ショックを受けたり、身体の具合が悪くなる。
- ◆ 医療費の負担や働けなくなるにより経済的に苦しくなる。
- ◆ 捜査や裁判等の過程で精神的、時間的負担がかかる。
- ◆ 近隣の無責任なうわさ話やマスコミの取材・報道等による不快感やストレス。
- ◆ 性犯罪被害の場合、性感染症や妊娠への不安等の精神的・身体的負担

などがあります。

被害者が抱える様々な問題に應えるため、関係機関・団体や地域の皆様と連携して被害者の抱える問題の解決に努めています。

②被害者の心や身体にあらわれる反応

こころ

- ・被害のことを思い出す（とつぜん／何回も）
- ・集中できない
- ・こわい／緊張する／物音におどろく
- ・人が信じられない
- ・自分の感情や感覚を感じにくい
- ・怒り、悲しみなどの感情がコントロールできない
- ・自分を責める



からだ

- ・眠れない（ねつけない／途中で起きてしまう）
- ・めまい、過呼吸、吐き気、食欲不振

生一活

- ・人ごみが怖くて外に出られない
- ・被害のことを思い出す物や場所を避ける

お子さんの場合

- ・こわい夢を見る
- ・これまでできていたことができなくなる
- ・甘えが強くなる（赤ちゃんがえり）

2 被害者支援のための具体的施策

警察は、事件捜査を行うと共に、被害者やご家族の負担を少しでも和らげるため、さまざまな支援を行っています。

被害者連絡制度

殺人や傷害などの身体犯、重大な交通事故事件の被害者等に捜査の状況、犯人の検挙状況、犯人の処分などについて、担当の警察官が継続的に連絡し、情報を提供しています。



被害者等カウンセリング制度

犯罪被害による精神的な被害に対応するため、精神科医や臨床心理士によるカウンセリングを行い、精神的被害回復、軽減に努めています。



犯罪被害給付制度

犯罪行為によってご家族を亡くされたご遺族、重傷病又は障害を負った被害者が、加害者から十分な損害賠償を受けることができなかった場合、国が一時金として給付金を支給する制度です。



再被害防止制度

加害者による報復の恐れがある場合には、必要な対策を講じ、加害者からの危害が及ばないようにします。



公費支出制度

犯罪被害による検案書料、初診料、診断書発行手数料、カウンセリング費用等を公費で支出します。



※一定の条件があります。

関係機関・団体との連携

行政機関、検察庁、弁護士会、医師会、公益社団法人沖縄被害者支援ゆいセンター等と連携した被害者支援を推進しています。



お問い合わせは



ホームページでも、犯罪被害者支援について情報を提供しています。
<https://www.police.pref.okinawa.jp>

沖縄県警察本部
広報相談課



☎ 098-862-0110

3 警察における手続と被害者への配慮

事件・事故の発生

届け出

- 「被害にあったことを人に知られたくない」、「面倒なことはいやだ」、「仕返しが怖い」などの不安があると思いますが、再被害の防止（あなたや他人が同じような被害を受けること）や犯人検挙のため、必ず警察に届けてください。
- 事件・事故の状況や被害者の希望により、パトカー以外の車を利用するなどの配慮を行います。
- 犯罪の証拠は、時間の経過と共に失われ、記憶も薄れていきます。早期に届けてください。

捜査の開始

事情聴取／犯行や犯人の様子などについて事情を聞きます

- ショックや緊張があるかもしれませんが、あせらないでゆっくりとお話してください。
- 思い出したくないことや辛いこともあると思いますが、犯人検挙のためご協力をお願いします。
- **事情聴取の場所**：被害者が安心して落ち着いてお話ができる場所で事情を聞くように配慮しています。
- **証拠品の提出**：犯罪の証明につながる物品を預からせてください。
- **実況見分等の立会い**：事実の解明や犯罪の立証に必要な捜査です。当時の状況を再現し、写真撮影をしますが、人形を使用するなど、あなたの体調に配慮して行います。
- **性犯罪被害者への配慮**：被害者のプライバシー保護に配慮し、希望する性別の警察官が事情をお聞きします。

「被害者の手引」の交付

- 殺人や強制性交等、重大な交通事故事件などの被害者等に、「被害者の手引」をお渡ししています。
- 「被害者の手引」には、捜査の流れや犯罪被害者等が利用できる制度、相談窓口などが記載されています。

検挙

捜査経過、検挙等の連絡（被害者連絡制度）

- 殺人や強制性交等、重大な交通事故事件などの被害者等には、捜査状況、犯人の逮捕、検察庁送致などについて警察から連絡します。